

ICカード利用約款

第1条（約款の趣旨）

株式会社パースジャパン（以下「当社」といいます。）は、電子情報による前払式代金決済のため「院内キャッシュ」（次条に定義する加算型で単独型またはID型のもの）のお取引について、この約款により取り扱うものとし、次条に定義するお客様は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条（定義）

この約款において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 1 ICカード この約款に基づき取引代金の支払に利用することができる電子情報を記録することができる集積回路付の証票
- 2 「院内キャッシュ」 ICカード内の集積回路内に記録することができる金額についての電子情報であって、この約款に基づき取引代金の支払に利用することができるもの。
- 3 入力 ICカードに電子情報を記録すること。
- 4 電子入金 「院内キャッシュ」に金額を加算する入力をする事。
- 5 電子出金 「院内キャッシュ」に金額を減算する入力をする事。
- 6 利用可能残高 ICカードに入力されている「院内キャッシュ」の金額
- 7 入金機 電子入金することができる機器
- 8 カード利用機器 電子出金することができる機器
- 9 精算機 「院内キャッシュ」の一部を現金と引換えできる機器
- 10 保有 ある人が「院内キャッシュ」を任意に利用できる状態にあること。
- 11 契約店 当社が定める手続きにより「院内キャッシュ」取引の契約を締結している店舗
- 12 お客様 ICカードを所持する方または「院内キャッシュ」を保有する方
- 13 加算型 「院内キャッシュ」のうち所定の金額の範囲内で反復して電子入金できる種類のもの。
- 14 単独型 ICカードのうち「院内キャッシュ」機能のみを有するもの。
- 15 ID型 ICカードのうち「院内キャッシュ」機能に加えIDカードの機能を有するもの。

第3条（ICカードの交付）

- ① ICカードの交付を希望される方は、当社が定める手続きにより、ICカードの交付を受けることができます。この際単独型についてはデポジットをお預かりします。デポジットは精算機でICカードと引換えに返金いたします。
- ② 当社は、前項のICカード交付に際し、当社が定める方法により、当社所定の対価あるいは手数料を申し受けます。
- ③ 当社がID型ICカードを交付する場合には、当初「院内キャッシュ」の利用可能残高は0円とします。当社が入金機において単独型ICカードを交付する場合には、当初「院内キャッシュ」の利用可能残高はデポジットを除く当該入金金額とします。

第4条（電子入金）

- ① お客様は、当社が定める入金機により、当社の定める方法で「院内キャッシュ」の電子入金を受けることができます。
- ② お客様は、当社に対し、「院内キャッシュ」の電子入金を受けるに際し、当社が定める方法により、電子入金の代金をお支払いいただきます。
- ③ お客様は、前項の代金のお支払いに際し、当社が定める方法により、当社が定める電子入金手数料をお支払いいただきます。

第5条（「ICカード」のご利用）

- ① お客様は、当社契約先において、「院内キャッシュ」をそのご利用可能残高の範囲内で、当社が定める方法により代金のお支払いにご利用いただけます。
- ② お客様が前項により「院内キャッシュ」をご利用になる場合には、カード利用機器により電子出金をいたします。
- ③ お客様が「院内キャッシュ」を当社契約店に対する代金支払にご利用になった際に、当社契約店は「院内キャッシュ」専用のご利用伝票の発行はいたしませんのでご了承ください。
- ④ 「院内キャッシュ」をご利用になれる当社契約先は、当社と当社契約先との契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

第6条（「院内キャッシュ」の譲渡性）

「院内キャッシュ」は、ICカードとともに譲渡することができません。

第7条（ご利用可能残高の確認等）

「院内キャッシュ」のご利用可能残高は、当社が定める入金機・カード利用機器・精算機でご確認ください。

第8条（「院内キャッシュ」が利用できない場合1）

お客様は、次の場合には、「院内キャッシュ」をご利用いただくことができません。

- 1 ICカードが偽造もしくは変造され、または「院内キャッシュ」が不正に作り出されたものであるとき。
- 2 ICカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき、または「院内キャッシュ」が違法に保有されるに至ったものであるとき。

第9条（院内キャッシュが利用できない場合2）

ICカードまたは「院内キャッシュ」の破損、カード利用機器の故障、停電その他やむを得ない事由により、加盟店のカード利用機器による「院内キャッシュ」のご利用可能残高の読取りまたは電子出金をすることができない場合には、お客様は「院内キャッシュ」をご利用いただけませんので、ご了承ください。

第10条（「院内キャッシュ」の再入力等をする場合）

- ① 「院内キャッシュ」のご利用可能残高の読取りができず、または、「院内キャッシュ」に電子入金もしくは電子出金ができない等の異常が生じた場合には、お客様は、当社が定める方法でICカードを提出いただくことにより、当社が定める方法により当社からICカードの再交付または「院内キャッシュ」の再電子入金を受けることができます。
- ② 前項により、当社が再電子入金をする「院内キャッシュ」のご利用可能残高は、ICカードの集積回路中の記録またはご利用履歴の記録により推計した金額とします。
- ③ 第1項によりICカードを交付する場合において、ICカードの図柄または機能の一部について、従前のICカードと異なる場合がありますのでご了承ください。
- ④ 当社は、本条のICカードの再交付または「院内キャッシュ」の再電子入金に代えて、当社の都合により、第2項の金額の全部または一部を現金で返還する場合があります。
- ⑤ お客様の事情により当社が本条の取扱いをする場合には、当社は、お客様に当社所定の実費相当額の再交付手数料または再電子入金手数料をご負担いただきます。

第11条（「院内キャッシュ」の再入力等をしない場合）

お客様がICカードを盗まれ、または紛失され、またはこれらに準じて「院内キャッシュ」の全部または一部の保有を失われた場合には、当社は、前条の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

第12条（契約先との関係）

- ① お客様が「院内キャッシュ」をご利用された際に、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、契約先との間で解決していただくものとします。
- ② 前項の場合において、当社が契約先に「院内キャッシュ」ご利用代金相当額を決済する前に以下のいずれかの条件が満たされたときは、当社が定める方法により当該「院内キャッシュ」ご利用代金相当額の全部または一部を現金でお支払いする場合があります。
 - 1 お客様が当社の定める必要資料を提出し、当社が当該必要資料に基づき契約先が「院内キャッシュ」ご利用にかかる契約上の義務を履行していないと判断したとき。
 - 2 お客様および契約先が当社の定める届出を当社が定める方式で提出したとき。
- ③ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、お客様は、当社に対して「院内キャッシュ」ご利用代金相当額の電子入金を求めることができません。
 - 1 「院内キャッシュ」をご利用した売買契約もしくは役務提供契約等がお客様にとって商行為であるとき。
 - 2 「院内キャッシュ」ご利用代金相当額が1万円に満たないとき。
 - 3 お客様が「院内キャッシュ」をご利用されてから2年以内に前項の条件が満たされなかったとき。
 - 4 お客様による前項に基づく権利の行使が信義に反すると認められるとき。

第13条（換金の原則禁止）

- ① 「院内キャッシュ」は、この約款に別段の定めがある場合を除き、現金との引換えはできません。
- ② お客様の事情によらずに「院内キャッシュ」のご利用が著しく困難になったと認められる場合または当社の都合により「院内キャッシュ」の利用を停止する場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法でICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高の払戻しを受けることができます。
- ③ お客様の事情により「院内キャッシュ」のご利用が著しく困難になったと認められる場合には、前2項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法でICカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から当社が定める換金手数料を控除した金額の払戻しを受けることができます。
- ④ 前2項の場合ご利用可能残高の10円未満の払い戻しはいたしません。

第14条（取扱いの変更）

ICカードまたは「院内キャッシュ」の取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第15条（お客様ご相談窓口）

ICカード、「院内キャッシュ」のまたは本契約に関するご質問、ご相談は、当社までご連絡ください。

附則

この約款は、平成18年8月1日から適用します。